



平成 19 年 3 月 9 日

各 位

会社名 エルナー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 青野英敏  
(コード番号 6972 東証 2 部)  
問合せ先 取締役企画管理部長 伊藤正雄  
電話 045-470-7252

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 7 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下、「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり新設および所要の変更を行うものであります。

会社法の施行に伴い、定款にその定めがあるとみなされる事項に関し、条文の新設および所要の変更を行うものであります。

(ア) 機関(変更案第4条、第36条～第38条)

(イ) 株券の発行(変更案第7条)

株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、単元未満株主の権利に関する規定を新設するものであります。(変更案第9条)

会社法の施行により、会社分割制度の内容が変更となったことに伴い規定を新設するものであります。(変更案第11条の2(3)、第40条(2))

インターネットの普及を考慮して、株主に効率的かつ充実した情報提供を可能とするために、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供についての規定を新設するものであります。(変更案第15条)

株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数および代理権を証明す

る方法を明確にするため所要の変更を行うものであります。(変更案第17条)

有用な人材を招聘することができるように、社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。(変更案35条(2))

上記のほか、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備(加除・移設等)、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

- (2) 公告の周知性の向上を図るため、公告の方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)

## 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
総則	総則
第1条(商号) 当社はエルナ - 株式会社と称し、英文ではELNA CO.,LTD.と表示する。	第1条(商号) < 現行どおり >
第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 電子機械器具の製造販売 電気機械器具の製造販売 前各号に関連する一切の業務	第2条(目的) < 現行どおり >
第3条(本店の所在地) 当社は本店を神奈川県横浜市に置く。	第3条(本店の所在地) < 現行どおり >
< 新設 >	第4条(機関) <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。</u> — 取締役会 — 監査役 — 監査役会 — 会計監査人
第4条(公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第5条(公告方法) <u>当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
株式	株式
第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式、1,500万株はA種優先株式とする。 <u>ただし、普通株式につき消却があった場合、または、優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減じる。</u>	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式の発行可能種類株式総数、1,500万株はA種優先株式の発行可能種類株式総数とする。
< 新設 >	第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第6条(1単元の株式の数) <u>当社の普通株式およびA種優先株式の各1単元の株式は1,000株とする。</u>	< 削除 >
第7条(単元未満の株式の不発行) <u>当社は、1単元に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)の数を表示した株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>(1) 当社の単元株式数は1,000株とする。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p data-bbox="373 465 576 495">第8条（株券の種類）</p> <p data-bbox="413 495 786 546"><u>当社の株券の種類は取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p data-bbox="539 568 619 598">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="373 757 627 786">第9条（名義書換代理人）</p> <p data-bbox="397 786 786 1155">(1) <u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p data-bbox="397 837 786 913">(2) <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p data-bbox="397 920 786 1155">(3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p data-bbox="373 1182 616 1211">第10条（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="413 1211 786 1391"><u>当社の株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="373 1429 544 1458">第11条（基準日）</p> <p data-bbox="397 1458 786 1585">(1) <u>毎決算期日における最終の株主名簿に記載されている株主（実質株主を含む。以下、同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p data-bbox="397 1592 786 1742">(2) <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により予め公告して、一定の日における株式名簿に記載されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</u></p>	<p data-bbox="828 333 1219 465">(2) <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p data-bbox="970 465 1050 495">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="805 568 1182 598">第9条（単元未満株式についての権利）</p> <p data-bbox="845 598 1219 730"><u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利及び本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p data-bbox="805 757 1067 786">第10条（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="829 786 1203 1126">(1) <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p data-bbox="829 837 1219 913">(2) <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p data-bbox="829 920 1219 1126">(3) <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="805 1182 1042 1211">第11条（株式取扱規則）</p> <p data-bbox="845 1211 1219 1417"><u>当社の株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p data-bbox="979 1429 1059 1458">&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">優先株式 第11条の2（A種優先配当金）</p> <p>(1) 当社は、第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円の利益配当金（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</p>	<p style="text-align: center;">優先株式 第11条の2（A種優先配当金）</p> <p>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。ただし、<u>当社が吸収分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定する剰余金の配当をするとき、または当社が新設分割をする場合において同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定する剰余金の配当をするときに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種年間優先配当額を配当した後、普通株主または普通登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同時に、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同一額の配当をする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第11条の3（残余財産の分配）</p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>第11条の4（議決権）</p> <p>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>第11条の5（転換予約権）</p> <p>A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、<u>A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>転換請求期間</p> <p>A種優先株式の転換を請求し得べき期間(以下、「転換請求期間」という。)は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>転換の条件</p> <p>(7) 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、100円とする。</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>(a) <u>A種優先株式発行後、以下の( )ないし( )のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整し、以下の( )に該当する場合には、転換価額を( )に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたり} \times \text{の払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$	<p>第11条の3（残余財産の分配）</p> <p>(1) 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</p> <p>(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>第11条の4（議決権）</p> <p>&lt; 現行どおり &gt;</p> <p>第11条の5（転換請求権）</p> <p>A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、<u>当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、当会社の普通株式を当該A種優先株主に対して交付する(以下「転換」という。)ものとする。</u></p> <p>転換請求期間</p> <p>A種優先株式の転換を請求し得べき期間(以下、「転換請求期間」という。)は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>転換の条件</p> <p>(7) 当初転換価額</p> <p>当初転換価額は、100円とする。</p> <p>(1) 転換価額の調整</p> <p>(a) 以下の( )ないし( )のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整し、以下の( )に該当する場合には、転換価額を( )に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたり} \times \text{の払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$

現行定款	変更定款案
<p>( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式(以下、「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>	<p>( ) 転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式(以下、「自己株式」という。)を処分する場合(無償割当ての場合を含むが、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(イ)において同じ。))の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。無償割当ての場合にはその効力が生じる日。以下本(a)において同じ。))の翌日以降、または株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(無償割当てにかかる基準日を定めた場合には当該基準日。)(以下、「株主割当日」という。)がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>( ) 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。 ただし、<u>配当可能利益</u>から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のために株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right) \times \left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right)}{\text{調整後転換価額}}$	<p>( ) 株式の分割をする場合 調整後の転換価額は、株式の分割にかかる基準日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」、「新規発行普通株式数」は「<u>株式の分割により増加する普通株式数</u>」とそれぞれ読み替える。 ただし、<u>分配可能額</u>から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割をする旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割にかかる基準日とする場合には、調整後の転換価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割にかかる基準日の翌日から当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当会社の普通株式を発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right) \times \left( \frac{\text{調整前転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \right)}{\text{調整後転換価額}}$



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>( ) <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額(商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。)</u>が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の転換価額は、かかる株式または新株予約権もしくは払込期日もしくは発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが転換、または発行される全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込期日の翌日もしくは発行日の翌日以降またはその株主割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記( )も同様とする。)</p>	<p>( ) <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)</u>、または権利行使により転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式又は普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の転換価額は、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本(a)において同じ)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。)に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式、新株予約権、またはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記( )も同様とする。)</p>

現行定款	変更定款案
<p>( ) 普通株式に転換することができる株式または普通株式を目的とする新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額が払込期日もしくは発行日または株主割当日において確定しておらず後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)の価額を基準として確定されるものを発行または処分した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</p> <p>( ) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$	<p>( ) 普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式その他の証券もしくは当会社に対して取得を請求できる株式その他の証券の交付を受けることができる新株予約権または普通株式を目的とする新株予約権であって、取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額がかかる新株予約権の割当日において確定しておらず後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)の価額を基準として確定されるものを発行(無償割当ての場合を含む。)した場合において、決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</p> <p>( ) 普通株式の併合をするときは、株式の併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

現行定款	変更定款案
<p>(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</p> <p>(c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)( )但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</p>	<p>(b) 上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式交換による<u>他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転または会社の分割等その他普通株式の発行済株式数の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)</u>の変更または変更の可能性を生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</p> <p>(c) 転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)( )但書の場合には<u>当該基準日</u>)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</p> <p>(d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>( ) 上記(a)( )の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)</p> <p>( ) 上記(a)( )の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円</p> <p>( ) 上記(a)( )の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または上記(a)( )で定める内容の新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</p> <p>( ) 上記(a)( )の場合は、価額決定日に決定された転換価額または新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</p>	<p>(e) 転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>( ) 上記(a)( )の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権の取得による場合または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)。なお、当該普通株式を無償割当てする場合には0円とする。</p> <p>( ) 上記(a)( )の株式の分割をする場合は0円</p> <p>( ) 上記(a)( )の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券または当会社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行もしくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)( )で定める内容の新株予約権を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)は、当該取得の価額または当該新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</p> <p>( ) 上記(a)( )の場合は、価額決定日に決定された取得の価額または新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの価額</p>

現行定款	変更定款案
<p>(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。  <b>転換により発行すべき普通株式数</b>  <math display="block">\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}</math>             転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第11条の6（一斉転換条項）  <u>転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式1株は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法第220条に定める方法に準じてこれを取り扱う。</u></u></p> <p>第11条の7（株式の併合または分割、<u>新株引受権等</u>）  <u>当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></u></p> <p>第11条の8（<u>買受けまたは消却</u>）  <u>当社は、いつでもA種優先株式を買受け、またはこれを消却することができる。かかるA種優先株式の買受けまたは消却は、A種優先株式についてのみ、または当社が発行する他の一もしくは複数の種類の株式とともに行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">株主総会</p> <p>第12条（<u>招集および議決権</u>）            (1) (1)定時株主総会は毎年3月に、臨時株主総会は必要があるごとに、<u>取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれを行う。</u></p>	<p>(f) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。  <b>転換により交付すべき普通株式数</b>  <math display="block">\text{転換により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}</math>             転換により交付すべき普通株式数の算出にあたっては、1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>第11条の6（一斉転換条項）  <u>当社は、転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金額相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式と引換えに取得する。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条に従いこれを取り扱う。</u></u></p> <p>第11条の7（株式の併合または分割、<u>募集株式の割当て等</u>）  <u>当社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当社は、A種優先株主に対し、<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">株主総会</p> <p>第12条（<u>招集</u>）  <u>当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>第13 条（議長）  (1) 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。  (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>第14 条（決議の方法）  (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれをを行う。  (2) 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをを行う。</p> <p>第15 条（議決権の代理行使）  (1) 株主またはその法定代理人は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>第16 条（議事録）  株主総会の議事については議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して保存する。</p> <p>第16 条の2（種類株主総会）  第13 条、第15 条および第16 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p>第13 条（定時株主総会の基準日）  <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第14 条（招集権者および議長）  (1) 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。  (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16 条（決議の方法）  (1) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  (2) <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。</u></p> <p>第17 条（議決権の代理行使）  (1) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  (2) <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p> <p>第17 条の2（種類株主総会）  第14 条および前条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">取締役および取締役会</p> <p>第17条（員数） 当社に<u>取締役15名以内を置く。</u></p> <p>第18条（選任） （1）取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> （2）取締役の選任決議は<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数） 当社の<u>取締役は、15名以内とする。</u></p> <p>第19条（選任） （1）取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> （2）取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>





現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第25条（役付取締役） 取締役会はその決議をもって取締役社長1名を置くほか、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>第26条（報酬および退職慰労金） 取締役の報酬額および退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第26条の2（取締役の責任免除） （1）当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 （2）当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>監査役および監査役会 第27条（員数および常勤監査役） （1）当社に監査役4名以内を置く。 （2）監査役は、その互選をもって常勤の監査役を定める。</p>	<p>第25条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を置くほか、取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条（取締役の責任免除） （1）当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 （2）当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>監査役および監査役会 第28条（員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。 &lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第28条（選任）  <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第29条（任期）  (1) <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (2) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>第30条（招集手続）  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>第31条（決議の方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>第29条（選任）  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条（任期）  (1) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  (2) <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条（常勤の監査役）  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集手続）  (1) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  (2) <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第33条（決議の方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p data-bbox="371 306 544 331"><u>第32条（議事録）</u></p> <p data-bbox="413 331 788 434"><u>監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役が記名捺印して、会社がこれを保存する。</u></p> <p data-bbox="371 461 703 486"><u>第33条（報酬および退職慰労金）</u></p> <p data-bbox="413 486 788 537"><u>監査役の報酬額および退職慰労金は株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p data-bbox="371 564 703 589"><u>第33条の2（監査役の責任免除）</u></p> <p data-bbox="413 589 788 719"><u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="539 745 619 770">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="539 954 619 978">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="539 978 619 1003">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="539 1084 619 1108">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="539 1346 619 1370">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="970 306 1050 331">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="805 461 978 486"><u>第34条（報酬等）</u></p> <p data-bbox="847 486 1222 537"><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="805 564 1090 589"><u>第35条（監査役の責任免除）</u></p> <p data-bbox="828 589 1222 743"><u>(1) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="828 745 1222 929"><u>(2) 当社は、会社法第427条の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="975 954 1090 978">会計監査人</p> <p data-bbox="805 978 962 1003"><u>第36条（選任）</u></p> <p data-bbox="847 1003 1222 1055"><u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="805 1084 962 1108"><u>第37条（任期）</u></p> <p data-bbox="828 1108 1222 1211"><u>(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="828 1214 1222 1317"><u>(2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p data-bbox="805 1346 978 1370"><u>第38条（報酬等）</u></p> <p data-bbox="847 1370 1222 1422"><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">計 算</p> <p>第34条（決算期）  <u>当社の決算期は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>第35条（利益処分）  <u>当社の利益金は法令に別段の定めあるもののほか、株主総会の決議により処分する。</u>            &lt;新設&gt;</p> <p>第36条（株主配当金）  <u>(1) 株主配当金は、毎決算期日の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u>  <u>(2) 前項の配当金はその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u>  <u>(3) 未払配当金には利息をつけない。</u></p>	<p style="text-align: center;">計 算</p> <p>第39条（事業年度）  <u>当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> <p>第40条（剰余金の配当の基準日）  <u>(1) 当社の期末の配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u>  <u>(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第41条（配当金の除斥期間等）  <u>配当金は、その交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。また、未払配当金には利息をつけない。</u>            &lt;削除&gt;            &lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>会社法（平成17年法律第86号）施行日において、第11条の2を次のように改める。</p> <p>第11条の2（A種優先配当）</p> <p>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削除 &gt;</p>